

第56号議案

審査請求に対する裁決について

上記の議案を提出する。

令和4年12月8日

提出者 文京区教育委員会  
教育長 加藤 裕一



裁 決 書

審査請求人 (本件第 1 審査請求)

住所

氏名

審査請求人 (本件第 2 審査請求)

住所

氏名

処 分 庁 (本件第 1 審査請求・本件第 2 審査請求)

文京区教育委員会

審査請求人が令和 3 年 2 月 26 日付けで提起した処分庁による行政情報一部公開決定処分 (令和 2 年 11 月 25 日付 2020 文教教児第 704 号。以下「本件第 1 処分」という。) に対する審査請求 (以下「本件第 1 審査請求」という。) 及び、審査請求人が令和 3 年 5 月 14 日付けで提起した処分庁による行政情報一部公開決定処分 (令和 3 年 4 月 27 日付 2021 文教教児第 44 号。以下「本件第 2 処分」という。) に対する審査請求 (以下「本件第 2 審査請求」という。) について、次のとおり裁決する。

主 文

本件第 1 審査請求に係る処分において、非公開とした部分のうち、別表第 1 に掲げる部分は公開し、その余の部分は、原処分のおりとする。

また、本件第 2 審査請求は、棄却する。

## 第1 事案の概要

### 1 本件第1 審査請求について

#### (1) 行政情報公開請求

令和2年11月11日、本件第1 審査請求の審査請求人（以下、「第1 請求人」という。）は、文京区情報公開条例（平成12年3月文京区条例第4号。以下「公開条例」という。）第6条第1項の規定により、文京区教育委員会に対し、「株式会社日本保育サービスへの平成30年度の学童保育の委託料の支払いに係る事故の概要と原因、事故に対する対応の措置と将来にわたっての予防に関して記載された文書（いわゆる事故報告書）一式」との行政情報公開請求（以下「本件第1 公開請求」という。）を行った。

#### (2) 処分

令和2年11月25日、処分庁は、本件第1 公開請求に対し、別表第2に掲げる文書1を対象行政情報として特定した上で、そのうち別表第3に掲げる情報1から情報5までについては、公開条例第7条第2号、第3号又は第6号に規定する非公開事由に該当するとして非公開とし、その余については公開とする本件第1 処分を行った。

#### (3) 審査請求

令和3年2月26日、第1 請求人は、本件第1 処分に不服があるとして、文京区教育委員会に対し、本件第1 処分の取消しを求める本件第1 審査請求を提起した。

### 2 本件第2 審査請求について

#### (1) 行政情報公開請求

令和元年10月11日、本件第2 審査請求の審査請求人（以下「第2 請求人」という。）は、公開条例第6条第1項の規定により、文京区教育委員会に対し、「育成室委託契約に係る委託料142,232,133円の支払いが遅れたことについて、①教育推進部の管理職に最初に事故報告した内容がわかる文書一式、②国と都からの交付金28,148,000円が受けられない旨を都から連絡を受けたことがわかる文書一式（決裁文書等を含む。）」との行政情報公開請求（以下「本件第2 公開請求」という。）を行った。

#### (2) 当初処分

令和元年10月11日、処分庁は、本件第2 公開請求に対し、別表第2に掲げる文書2を対象行政情報として特定した上で、そのうち対象育成室の名称については、公開条例第7条第3号に規定する非公開事由に該当するとして非公開とし、また、「国と都からの交付金

28,148,000円が受けられない旨を都から連絡を受けたことがわかる文書」については、請求内容に相当する文書が存在しないとして、行政情報一部公開決定処分（以下「本件当初処分」という。）を行った。

(3) 当初処分に対する審査請求・裁決

ア 令和2年1月13日、第2請求人は、本件当初処分に不服があるとして、文京区教育委員会に対し、本件当初処分の取消しを求める審査請求を提起した。

イ 令和3年4月8日、文京区教育委員会は、アの審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第46条第1項の規定により、裁決で、本件当初処分を取り消した。

(4) 処分

令和3年4月27日、処分庁は、改めて本件第2公開請求に対し、別表第2に掲げる文書2及び文書3を対象行政情報として特定した上で、そのうち別表第3に掲げる情報1から情報5までについては、公開条例第7条第2号、第3号又は第6号に規定する非公開事由に該当するとして非公開とし、その余については公開とする本件第2処分を行った。

(5) 審査請求

令和3年5月14日、第2請求人は、本件第2処分に不服があるとして、文京区教育委員会に対し、本件第2処分の取消しを求める本件第2審査請求を提起した。

3 審理手続の併合

審査庁は、本件第1審査請求及び本件第2審査請求について、対象文書及び争点を共通とするため、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第39条の規定により、これらの審査請求に係る審理手続を併合した。

## 第2 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

#### (1) 本件第1審査請求について

##### ア 主張

第1請求人の主張は、イに掲げる理由から、次の(ア)から(ウ)までについて、違法であること又は違法であったことの確認及び処分の取消しを求める趣旨のものである。

(7) 令和元年6月11日に発生した育成室委託料の未払い事故（以下「本件事故」という。）の経緯及び原因について、これまで説明や情報公開を求めてきたにもかかわらず、文書1を公開しなかったことは、公開条例の趣旨に反して違法であることの確認を求める。

(i) 本件第1処分の取消しを求める。

(ii) 第2請求人に対する本件当初処分が違法であったことの確認を求める。

#### イ 理由

(7) 本件第1処分に至るまで、文書1を公開しなかったことについて

a 文京区長は、本件事故の詳細を明らかにせず、かつ公表しないように画策し、本件事故の概要について詳細に記述した文書1の存在を意図的に隠して公表しないようにしてきた。文書1は、本件第1公開請求によって公開されることとなったが、この間の文京区長の本件事故の概要の詳細の隠蔽とそのため文書1の未提出が公開条例の趣旨に反して違法であることを確認されたい。

b [REDACTED] は、令和元年10月以降、質問書ないし情報公開請求を通じて数度にわたり本件事故の詳細の説明を要求してきた。これに対し、文京区は、文書1を作成し保有しているにもかかわらず、公開しなかった。このような文京区の態度は、公開条例第1条の規定に反するものである。このことについて、処分庁は、何ら弁明していない。

(i) 本件第1処分が違法であることについて

a 文書1は、本件事故に係る経過と主たる原因について、事故当日から2週間後までの期間で、本件事故を生ぜしめた教育推進部が克明に記したものである。事故を起こした担当部署及び文京区長として、事故による失政と損害とを区民に正確に報告することは、職務遂行上の義務でもあるので、文書1は、非公開部分を含まない形で全面的に公開されなければならない。とりわけ今回の事故は、本来職員に課せられた職務に関する不執行、職務の懈怠によって生じており、事故の内容は隠すところなく正確に公表されなければならない。

b 一般に、事故報告書に含まれる事故に巻き込まれた私人や被害者の個人情報については、非公開とされなければならないが、事故に直接関与した公務員の氏名、職名、事故への関与の実態及び陳述などの記述は、事故報告書の真実性と正確性を確保する上で不可欠のものであり、原則として公開することが必要である。

c 次に掲げるとおり、文書1に記載されている事故の関係職員の職・氏名、事故の経緯とその原因及び事故に関与した関係職員からの事情聴取の内容などは、全て事故に関与した公務員の「職務の遂行に係る情報」であり、公開条例第7条第2号

ただし書ウに該当するため、文書1で非公開とされている「当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、全て公開されなければならない。

I 文書1を作成するに当たり行われた事情聴取は、事故関係職員の懲戒責任を問うために行われたものではなく、あくまでも事故の経過及び原因を明らかにするために行われたものである。

II 文書1において記述されている事件の概要や事故関係者の意見陳述は、全て育成室委託料不払いという、「職務の遂行（不払いのほか、不払いの事実を知らずながら上司への報告の懈怠、不払いの見逃しという職務上の非違行為を含む。）に係る情報」であり、公開条例第7条第2号ただし書ウに該当するため、たとえ公開条例第7条第2号本文に該当する場合であっても、非公開情報から除外され、公開されなければならない。

III 文書1は、あくまでも事故報告書として作成されており、懲戒処分のための服務監察のための文書ではない。後の懲戒処分を理由に、文書1が「職務の遂行に係る文書」ではないと主張するのは、誤りである。

d 情報3については、やや過剰な非公開措置がなされており、とくに「懲戒処分を受けた事故者等を特定することができるものであることから、身分の取扱いに関する情報である」という理由は、正当とはいえない。

e 情報4については、「個人の内心についてありのままに述べた内容や勤務態度に関する情報が記載されていることから、「公務員等の職務の遂行に係る情報」には当たらない」という処分庁の主張は、職務の遂行に係る情報を、職務の遂行に係る情報に当たらないと強弁するもので、不当である。

f 情報3及び情報4について、公開条例第7条第6号に規定する行政運営情報に当たるとの処分庁の主張は、行政運営情報にかこつけて事故の経過及び原因に関する事故者の関わりを説明した職務遂行情報を非公開とするものであり、不当である。

(ウ) 第2請求人に対する本件当初処分について

第2請求人に対する本件当初処分が違法であることは、本件第1処分による文書1の公開によって初めて明らかになった。そこで、本件第1審査請求の対象とする処分ではないが、本件当初処分が違法であったことを確認されたい。

(2) 本件第2審査請求について

ア 主張

第2請求人の主張は、イに掲げる理由から、本件第2処分の取消しを求める趣旨のものである。

## イ 理由

(7) 公開条例第1条は、条例における解釈及び運用の基本原則を規定している。情報公開を原則として認め、行政の透明性を確保することにより適正な権力の執行を担保することが条例の趣旨であると考えられる。

(1) 本件第2処分は、文書3を新たに対象行政情報として特定したが、公開された文書は黒塗りが多く、また非公開情報とならない部分が黒塗りにされている。本件第2処分が妥当か、再度精査してほしい。

(2) 本件第2処分では、教育推進部長と教育推進部児童青少年課長（以下「児童青少年課長」という。）が令和元年6月19日に東京都庁に出向いて国及び都の交付金28,148,000円が受けられない旨の伝達を受けたことを明らかにしている。

つまり、本件第2処分において、事故報告書が教育推進部と児童青少年課の所管であることを文京区教育委員会が公開している。

(3) 育成室事業に関する事務が文京区教育委員会教育推進部児童青少年課児童係の所管であることは、文京区教育局処務規則（平成4年3月教育委員会規則第3号。以下「処務規則」という。）から明らかである。

さらに、文京区教育委員会は、令和3年5月10日付2021文教教児第107号をもって児童青少年課児童係事務分担表を全部公開している。

(4) 事故報告書は、事故の原因を記録し再発を防止するとともに、事故について区民への説明責任を果たすために作成されるものである。児童青少年課の分掌事務が公知されているにもかかわらず、処分庁が課の名称や課長の氏名を非公開としたことは、事故の説明責任を果たすものであるとはいえない。

(5) 他の自治体における事故報告書の公開の例について、京都府福知山市は事故報告書の全てを公開しており、高知県高知市では管理職でない教員の所属と氏名は非公開としているものの、管理職の教員は氏名を含めて公開し、事故状況は全て公開している。

### (3) 口頭意見陳述における審査請求人の主な主張

#### ア 課名・係名を非公開としていることについて

審査庁の質問結果記録書によると、処分庁は、処務規則第7条において、児童青少年課児童係の事務分掌として児童館運営及び育成室事業に関することが定められており、公知となっていることを認めている。

さらに、文書3は、児童青少年課が起案した文書で、児童青少年課長が決定権者となっている。

本件事故に係る事務が児童青少年課の事務であることは、処務規則で定められており、公知であることから、公開条例第7条第2号ただし書アに該当する情報として公開



すべきである。

また、本件事故に係る事務分掌が明らかになっていることからすると、課名・係名が公開されることで、処分庁が主張するような将来の事故報告に係る公正かつ円滑な事務の遂行を困難にするとは認められない。

#### イ 発生場所について

文書1及び文書3で非公開となっている発生場所について、課名が記載されているのであれば、アのとおり、公開すべきである。

#### ウ 事故者の肩書について

事故者の肩書は、公開条例第7条第2号ただし書ア又はウに該当するため、公開すべきである。

#### エ 本件第1処分と本件第2処分では非公開部分が異なることについて

本件第1処分と本件第2処分では、同じ文書が対象となっており、本来であれば、同じ黒塗りになるはずである。

処分庁は、当初処分に対する審査請求に係る答申で公知となった情報であるから、本件第2処分では、東京都と交付金の金額について交渉を行った区側の出席者（教育推進部長及び児童青少年課長）を公開したと主張するが、答申日に公知になったのではなく、そもそもプライバシー情報に当たらない情報であったため、答申書で公になったのであり、本件第1処分においても同様に公開すべきである。

## 2 処分庁の主張

### (1) 本件第1審査請求について

#### ア 主張

処分庁の主張は、イに掲げる理由から、本件第1審査請求に対して、棄却を求める趣旨のものである。

#### イ 理由

##### (7) 個人情報（公開条例第7条第2号本文）の該当性について

情報3は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものに該当するものである。

情報4は、聴取内容がありのまま記載されており、特定の個人を識別できる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、事故に関与したという他人に知られたくない情報が他人に知り得るものとなり、個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するものである。

##### (1) 職務遂行情報（公開条例第7条第2号ただし書ウ）の該当性について

情報3は、令和元年8月28日付けで事故者等に対して現に懲戒処分等が行われていることを踏まえれば、懲戒処分を受けた事故者等を特定することができるものであることから、身分の取扱いに係る情報であり、「公務員等の職務の遂行に係る情報」には当たらない。

情報4は、個人の内心についてありのままに述べた内容や勤務態度に関する情報が記載されていることから、「公務員等の職務の遂行に係る情報」には当たらない。

(ウ) 行政運営情報（公開条例第7条第6号）の該当性について

文書1は、本件事故について懲戒処分を受けた事故者等から詳細に聞き取った内容が含まれるものである。情報3及び情報4が公になれば、以後同様の事例においても公開が前提となり、将来の事故に関する報告を行う際に、関係者がありのまま述べることに消極的になるなどして必要とされる具体的・客観的な情報が十分に得られなくなり、正確に事実を把握することが困難になることから、事故報告に係る公正かつ円滑な事務の遂行を困難にすると認められるものに該当する。

(2) 本件第2審査請求について

ア 主張

処分庁の主張は、イに掲げる理由から、本件第2審査請求に対して、棄却を求める趣旨のものである。

イ 理由

(7) 法人情報（公開条例第7条第3号）の該当性について

情報1は、法人に関する情報で、一般的には、法人内部で厳重に管理され、特定の相手方に対して提示されるものである。当該情報を公にすると、印影の盗用や偽造により、当該法人の正当な利益を著しく害すると認められるため、情報1は、法人情報（公開条例第7条第3号）に該当する。

(8) 個人情報（公開条例第7条第2号）への該当性について

情報2及び情報3は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものに該当するものである。

情報4は、聴取内容がありのまま記載されており、特定の個人を識別できる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、事故に関与したという他人に知られたくない情報が他人に知り得るものとなり、個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するものである。

(g) 公にされている情報（公開条例第7条第2号ただし書ア）の該当性について

懲戒処分等の被処分者に係る公表内容は、職種、年齢、事件概要、処分内容及び処分年月日であることから、情報3及び情報4は、公開条例第7条第2号ただし書アに当たらない。

(h) 職務遂行情報（公開条例第7条第2号ただし書ウ）の該当性について

情報3は、令和元年8月28日付けで事故者等に対して現に懲戒処分等が行われていることを踏まえれば、懲戒処分を受けた事故者等を特定することができるものであることから、身分の取扱いに係る情報であり、「公務員等の職務の遂行に係る情報」には当たらない。

情報4は、個人の内心についてありのままに述べた内容や勤務態度に関する情報が記載されていることから、「公務員等の職務の遂行に係る情報」には当たらない。

(i) 行政運営情報（公開条例第7条第6号）の該当性について

文書3は、本件事故について懲戒処分を受けた事故者等から詳細に聞き取った内容が含まれるものである。情報3及び情報4が公になれば、以後同様の事例においても公開が前提となり、将来の事故に関する報告を行う際に、関係者がありのまま述べることに消極的になるなどして必要とされる具体的・客観的な情報が十分に得られなくなり、正確に事実を把握することが困難になることから、事故報告に係る公正かつ円滑な事務の遂行を困難にすると認められるものに該当する。

情報5については、職員の個人メールアドレスが公にされた場合、業務と無関係のメールが大量に送信され、迷惑メールに含まれるウイルスに感染したり、いたずらや犯罪に使用されたりするなど、本来の業務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるものに該当する。

(k) 事務分担表について

令和3年5月10日付2021文教教児第107号にて全部公開した児童青少年課児童係事務分担表について、当該請求は、事務分担表を請求の対象としたものであり、本件第1公開請求とは、請求内容が異なるものである。文書3中の事務分担表については、あくまで事故報告書の添付資料であり、単に事務分担表のみが請求された場合とは、判断が異なるものである。

(3) 口頭意見陳述における処分庁の主な主張

ア 課名・係名を非公開としていることについて

課名・係名について、処務規則などの情報を結び付けることで、本件事故が児童青少年課で発生したものであると推測することはできるものの、公開条例第7条第2号ただし書アに該当する情報とは、公開請求日時点において何人も容易に入手することができる情報をいうものであり、様々な情報から推測できることで、公開条例第7条第2号ただし書アに当たるものではない。

事故報告書については、本件事故で現に懲戒処分が行われていることから、懲戒処分の契機となった資料であり、懲戒処分と密接に関連する文書である。そのため、懲戒処分の公表基準と同様の取扱いがなされるべきであり、懲戒処分公表基準（19文総職第693号。以下「公表基準」という。）に基づき公表されている情報（職種、部名、年齢、事件概要、処分内容及び処分年月日）以外の情報は、公開条例第7条第2号ただし書アに該当しないと判断したものである。

また、課名・係名については、公開条例第7条第2号本文に該当するため非公開としたものであり、公開することで今後の事故報告に係る公正かつ円滑な事務の遂行を困難にすること（公開条例第7条第6号）を理由として非公開としたものではない。

イ 発生場所について

アのとおり、公開条例第7条第2号ただし書アに該当しないため、非公開と判断したものである。

ウ 事故者の肩書について

事故者の肩書について、アのとおり、公開条例第7条第2号ただし書アに該当しないため、非公開と判断したものである。

また、事故者に対して現に懲戒処分が行われていることを踏まえると、肩書は、職員の身分の取扱いに関する情報に当たり、公開条例第7条第2号ただし書ウに該当しないため、非公開と判断したものである。

エ 本件第1処分と本件第2処分では非公開部分が異なることについて

東京都と交付金の金額について交渉を行った区側の出席者（教育推進部長及び児童青少年課長）については、本件第2処分を行う時点において、令和3年3月26日付答申書（2020文情審第49号）及び令和3年4月8日付裁決書（2021文教教総第65号）により、ホームページで公知となっていたため、公開したものである。

### 第3 理由

本件第1審査請求及び本件第2審査請求に係る諮問（令和3年度（情審）諮問第11号）に対する文京区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の答申（令和4年度（情審）答申第7号）を踏まえ、次のように判断する。

#### 1 公開条例の定めについて

##### (1) 条例の趣旨

公開条例第1条は、「区民の知る権利」を保障するとともに、区が「区民に説明する責務（説明責任）」を果たすべきことを明らかにし、区民の積極的な区政への参画を促し、公正で開かれた区政を実現することを条例の目的として規定している。

##### (2) 非公開情報について

公開条例第7条は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政情報に同条各号に規定する非公開情報が記録されている場合を除き、公開しなければならないという基本原則を定めている。

本件審査請求においては、公開条例第7条第2号、第3号及び第6号に規定する非公開情報該当性の有無が争点となっていることから、当該規定について述べると、次のとおりである。

#### ア 公開条例第7条第2号

公開条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

また、公開条例第7条第2号ただし書は、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該

当する情報については、同号本文に該当するものであっても、公開しなければならない旨を規定している。

#### イ 公開条例第7条第3号

公開条例第7条第3号は、「法人その他の団体（国（・・・）及び地方公共団体（・・・）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を著しく害すると認められるもの」を非公開情報として規定している。

また、公開条例第7条第3号ただし書は、「人の生命、健康及び生活並びに環境の保護のため、公にすることが必要であると認められる情報」については、同号本文に該当するものであっても、公開しなければならない旨を規定している。

#### ウ 公開条例第7条第6号

公開条例第7条第6号は、「実施機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げる支障を及ぼすと認められるものその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるもの」を非公開情報として規定している。

#### (3) 一部公開について

公開条例第9条第1項は、「公開請求に係る行政情報の一部に非公開情報（・・・）が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して取り除くことができ、かつ、区分して取り除くことにより当該公開請求の趣旨が損なわれることがないと認められるとき」は、全体を非公開とするのではなく、原則として、公開可能な部分は公開すべきである旨を規定している。

また、公開条例第9条第2項は、個人に関する情報について、「特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」は、原則として、当該部分を除いた部分について公開することを規定している。

#### (4) 裁量的公開について

公開条例第10条第1項は、「実施機関は、公開請求に係る行政情報に非公開情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めたときは、公開請求者に対し、当該行政情報を公開することができる。」と規定して

いる。

これは、公開請求に係る行政情報に非公開情報が記録されている場合であっても、非公開情報の規定により保護される利益に優先する公益上の理由があると認められる場合には、実施機関の高度な行政的判断により公開することができることを定めたものである。

## 2 事故の報告について

### (1) 文京区服務監察規程の定めについて

文京区服務監察規程（平成12年3月文京区訓令第20号）第9条は、部長等（文京区役所組織条例（昭和47年3月文京区条例第3号）第1条に規定する部、教育局の部の部長、会計管理者、福祉事務所長、保健所長、監査事務局長、選挙管理委員会事務局長及び区議会事務局長をいう。）は、第4条第1号（職務に関して発生した職員の非行及び事故又はその疑いがある行為に関すること。）、第2号（職員の信用失墜行為又はその疑いがある行為に関すること。）及び第5号（地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定による職員の賠償責任の調査に関すること。）に該当する事実を知ったときは、遅滞なく総務部長を経て区長に報告しなければならない旨を規定している。

### (2) 本件事故の報告について

教育推進部長は、本件事故について報告するため、文京区服務監察規程第9条の規定により、令和元年7月10日付けで総務部長宛ての事故報告書（文書1）を総務部職員課（以下「職員課」という。）に提出した。

## 3 懲戒処分の公表について

### (1) 公表基準について

文京区では、区民に対し透明性の高い行政姿勢を示すとともに、区内部における不祥事発生への抑止力とすることを目的として、懲戒処分を行った場合は、公表基準に基づき、懲戒処分に係る事案を公表することとしている。

公表基準では、公表内容が具体的に定められており、原則として、発生年月日、職種及び職層、所属部名、年齢、事件概要、処分内容並びに処分年月日を公表することとしている。ただし、免職の処分を行った事案又は詐欺・横領事件等社会に及ぼす影響が大きい事案については、例外的に氏名等の個人情報を公表することができることとなっている。

### (2) 本件事故に係る職員の処分について

本件事故に係る事故者1人及び管理監督者3人（以下「懲戒処分被処分者」という。）に対し、令和元年8月28日付けで懲戒処分（以下「本件懲戒処分」という。）が行われてい

る。

また、事故者1人（以下「訓告処分被処分者」という。）に対し、訓告処分（以下「本件訓告処分」という。）が行われている。

(3) 本件懲戒処分の公表について

本件懲戒処分については、令和元年8月28日付けで、公表基準に基づき、発生年月日、職種及び職層、所属部名、年齢、事件概要、処分内容並びに処分年月日が公表されている。

なお、本件訓告処分については、公表基準に規定されている公表対象には当たらず、公表されていない。

4 対象行政情報について

(1) 文書1について

文書1は、2(2)のとおり、本件事故について、教育推進部長が総務部長を経て区長に報告するため、職員課に提出した文書一式であり、件名、事故者、管理監督者、事故の概要、事故後の対応、参考事項及び所属部長の意見などの情報が記載されたものである。

処分庁は、本件第1処分において、文書1を対象行政情報として特定の上、文書1に含まれている情報1から情報5までについて、非公開としている。

(2) 文書2について

文書2は、処分庁が本件事故に係る未払い金額について作成した文書であり、「柳町第三育成室及び駕籠町小学校育成室運営委託費の明細」、「千石第一育成室、千石第二育成室及び茗台育成室運營業務委託経費の明細」及び「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善経費の明細」が記載されている。

処分庁は、本件第2処分において、文書2を対象行政情報として特定の上、その全てについて、公開している。

(3) 文書3について

文書3は、文書1を作成し、職員課に提出することについて決裁した起案文書一式であり、「文京区教育局回議用紙」、「起案理由」及び「事故報告について」によって構成されている。「事故報告について」は、文書の余白やページ割において文書1と異なる部分はあるものの、その記載内容については、文書1と同じである。

処分庁は、本件第2処分において、文書3を対象行政情報として特定の上、「事故報告について」に含まれている情報1から情報5までについて、非公開としている。

なお、「文京区教育局回議用紙」及び「起案理由」のうち、本件第2処分において非公開



とした部分はない。

## 5 非公開事由該当性について

審査会による文書1及び文書3の見分の結果、文書1及び文書3に特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下「個人識別情報」という。）が記載されていることは明らかである。一般に、個人に関する情報については、当該文書の全体が一個の個人情報として評価されることを踏まえると、文書1及び文書3の全体が公開条例第7条第2号本文の非公開情報に該当するといえる。

しかし、個人識別性のある部分を除くことによって、公にしても個人の権利利益が侵害されるおそれがないと認められるときは、これを非公開とする意義に乏しく、最大限の公開を実現する観点からは、1(3)のとおり、原則として一部公開をすることとなる。この点につき、処分庁は、本件第1処分及び本件第2処分において文書1及び文書3の全体を非公開とすることなく一部については公開しているが、第1請求人及び第2請求人は、本件第1処分及び本件第2処分で処分庁が非公開とした部分の公開を求めている。

そこで、情報1から情報5までの非公開事由該当性について、以下、検討する。

### (1) 情報1の公開条例第7条第3号該当性について

情報1は、文書1及び文書3中の契約関係書類に含まれる法人の印影であり、一般的には、法人内部で厳重に管理され、当該法人の取引先など特定の相手方に対して提示される情報である。

また、処分庁において当該法人の印影が銀行印かどうかなど管理の実態を調査する権限はなく、当該法人が印影を公にしているような事情も認められなかった。

よって、法人の印影が公にされると、印影の盗用や偽造等に悪用されるおそれがあり、当該法人の正当な権利を著しく害すると認められるため、情報1は、公開条例第7条第3号に該当するといえる。

なお、情報1について、人の生命、健康及び生活並びに環境の保護のため、公にすることが必要であるとする特段の事情は認められず、公開条例第7条第3号ただし書に該当しない。

### (2) 情報2の公開条例第7条第2号該当性について

情報2は、文書1及び文書3中に含まれる法人に所属する個人の氏名及びメールアドレスであり、個人識別情報であることは明らかであるから、公開条例第7条第2号本文に該当す

るといえる。

また、情報2について、当該情報が法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとする特段の事情や人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとする特段の事情は認められず、公開条例第7条第2号ただし書ア及びイに該当しない。

なお、情報2は、法人に所属する個人に関する情報であり、当該個人が公開条例第7条第2号ただし書ウに規定する公務員等に該当しないことは、明らかである。

### (3) 情報3について

情報3は、文書1及び文書3中に含まれる事故者、管理監督者及び育成事務担当者の氏名、所属、担当事務、個人メールアドレスその他個人を識別することができる情報であり、個人識別情報であることは明らかであるから、公開条例第7条第2号本文に該当するといえる。

また、育成室事務担当者の氏名、所属、担当事務、個人メールアドレスその他個人を識別することができる情報は、当該育成事務担当者個人を識別することができるのみならず、他の情報と照合することにより、事故者及び管理監督者個人を識別することができることとなるものである。

#### ア 公開条例第7条第2号ただし書アの該当性について

公開条例第7条第2号ただし書アでいう公にされている情報とは、法令等の規定により、現に何人も容易に入手することができる状態に置かれている情報をいうものであり、行政として自ら公表した情報等がこれに当たる。

本件懲戒処分については、3(3)のとおり公表がなされているところ、情報3において、公表済みの範囲の内容（以下「本件公表内容」という。）に合致する部分は認められず、本件公表内容のほか、情報3が法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとする特段の事情は認められないことから、公開条例第7条第2号ただし書アに該当しない。

#### イ 公開条例第7条第2号ただし書イの該当性について

公開条例第7条第2号ただし書イでいう「公にすることが必要であると認められる」場合とは、非公開にすることにより保護される利益と公開することにより保護される利益とを比較衡量し、後者が優先する場合をいうところ、情報3について、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるべき特段の事情は認

められず、公開条例第7条第2号ただし書イに該当しないことは明らかである。

ウ 公開条例第7条第2号ただし書ウの該当性について

本件事故は、公務員の職務遂行中に発生したものであるが、3(2)のとおり、本件事故に伴い本件懲戒処分及び本件訓告処分が行われていることを踏まえると、事故者及び管理監督者が処分を受けたことは、当該職員の職務遂行の内容であるとはいえず、当該処分に係る情報は、職員としての身分の取扱いに係る情報であることから、情報3は、公開条例第7条第2号ただし書ウに該当しない。

(4) 情報4について

情報4は、文書1及び文書3中に含まれる事故者及び管理監督者からの聴取内容であり、事故者及び管理監督者の発言内容がそのまま記載されている。

審査会による見分の結果、個人識別情報が含まれていることは明らかであり、その余の部分には、関係者の心情、意見、勤務態度などの内容が含まれており、これらを公にすることにより、事故に関与した個人の他人に知られたくない情報が一部の者には知り得るものとなり、権利利益侵害情報に当たると認められるため、公開条例第7条第2号本文に該当するといえる。

ア 公開条例第7条第2号ただし書アの該当性について

情報4において、本件公表内容に合致する部分は認められず、本件公表内容のほか、情報4が法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとする特段の事情は認められないことから、公開条例第7条第2号ただし書アに該当しない。

イ 公開条例第7条第2号ただし書イの該当性について

情報4について、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるべき特段の事情は認められず、公開条例第7条第2号ただし書イに該当しないことは明らかである。

ウ 公開条例第7条第2号ただし書ウの該当性について

(3)ウのとおり、事故者及び管理監督者が受けた処分に係る情報は、職員としての身分の取扱いに係る情報であり、また、情報4に関係者の心情、意見、勤務態度などの内容が含まれていることから、職員の職務遂行の内容であるといえないことは明らかであり、情報4は、公開条例第7条第2号ただし書ウに該当しない。

(5) 情報 5 について

情報 5 は、文書 1 及び文書 3 中に含まれる事故者及び管理監督者以外の職員の個人メールアドレスである。

職員の個人メールアドレスは、日常の事務において庁内又は庁外の関係者など限られた者との連絡を目的として使用するものであるから、公にされると、業務と無関係のメールが大量に送信され、迷惑メールに含まれるウイルスに感染したり、いたずらや犯罪に使用されたりするなどにより、職員の個人メールアドレスを使用する本来の業務の適正な遂行に支障を来す弊害が生ずると認められるため、情報 5 は、公開条例第 7 条第 6 号に該当するといえる。

(6) 公開条例第 7 条第 6 号の該当性について

前述のとおり、情報 3 及び情報 4 は、いずれも公開条例第 7 条第 2 号に該当するものであるが、処分庁は、情報 3 及び情報 4 を非公開とする理由として、同条第 6 号を掲げている。

公開条例第 7 条第 6 号のイは、公にすることにより、事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある情報が容易に想定される事項の例示として、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保を困難にすること」を掲げている。文書 1 及び文書 3 は、文京区服務監察規程に基づき作成された文書であるため、人事管理に関する情報が記載されていることは明らかであるから、文書 1 及び文書 3 中に含まれる情報 3 及び情報 4 を公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて、検討する。

審査会による見分の結果、文書 1 及び文書 3 には、客観的な事実の経過が記録されている部分があり、当該部分について、処分庁は公開しているものと認められる。処分庁が非公開とした情報 3 及び情報 4 は、前述のとおり、本件事故の関係者を識別することができる情報及び関係者の心情、意見、勤務態度などが含まれる聴取内容であり、これらの情報は、公開されない前提であってはじめて、正確で忌憚<sup>きたん</sup>のない率直な記述又は発言が期待される性質のものであるから、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

よって、情報 3 及び情報 4 は、公開条例第 7 条第 6 号に該当する。

6 審査請求人の主張について

(1) 本件第 1 審査請求に係る第 1 請求人の主張について

ア 第 1 請求人は、本件第 1 公開請求が行われる以前に処分庁が文書 1 を公開しなかったこ

とについて、公開条例の趣旨に反して違法であることの確認を求めるとしているが、当該事項は、本件第1審査請求に係る審理の対象となるものではない。

イ 第1請求人は、本件事故による失政と損害を区民に正確に報告することは、職務遂行上の義務であり、文書1は、非公開部分を含まない形で全面的に公開されなければならないが、とりわけ今回の事故は、本来職員に課せられた職務に関する不執行、職務の懈怠によって生じており、事故の内容は隠すところなく正確に公表されなければならない旨を主張する。

しかしながら、文書1において処分庁が非公開とした情報1から情報5までが非公開事由に該当することは、前述のとおりであり、また、一見して非公開情報の規定により保護される利益に優先する公益上の理由があることが明白であるとはいえないことから、公開条例第10条の規定により裁量的に公開が必要であるとも認められない。

ウ 第1請求人は、文書1について、あくまでも事故報告書として作成されており、懲戒処分のための服務監察のための文書ではないと主張するが、前述のとおり、文書1は、文京区服務監察規程に基づき作成された文書である。

エ 第1請求人は、第2請求人に対する本件当初処分が違法であったことの確認を求めるとしているが、本件当初処分は、令和元年10月11日付けでなされたものであり、本件第1審査請求が提起された令和3年2月26日時点において、処分があった日の翌日から起算して1年を経過しており、法に規定する審査請求期間を経過していること、また、令和3年4月8日付けで既に本件当初処分が取り消されていることを鑑みると、本件第1審査請求に係る審理の対象となるものではない。

(2) 本件第2審査請求に係る第2請求人の主張について

ア 第2請求人は、事故報告書は、事故の原因を記録し再発を防止するとともに、事故について区民への説明責任を果たすために作成されるものであるとした上で、次に掲げる事情から、本件事故の所管が児童青少年課であることは明らかであり、公開条例第7条第2号ただし書アに該当するとして、課の名称や課長の氏名については公開されるべきであると主張する。

(ア) 本件第2処分において、教育推進部長と児童青少年課長が令和元年6月19日に東京都庁に出向いて国及び都の交付金28,148,000円が受けられない旨の伝達を受けたことが明らかになっており、すなわち、本件第2処分において、事故報告書が教育推進部と児童青少年課の所管であることを文京区教育委員会が公開している。

(イ) 育成室事業に関する事務が文京区教育委員会教育推進部児童青少年課児童係の所管であることは、処務規則の規定から明らかである。

(ロ) 文京区教育委員会は、令和3年5月10日付2021文教教児第107号をもって児童青少年課児童係事務分担表を全部公開している。

しかしながら、前述のとおり、文書1及び文書3は、あくまで文京区服務監察規程に基づき作成された文書であり、本件事故の発生に伴い現に職員が処分されていることを踏まえると、文書1及び文書3は全体として個人情報であるとの取扱いをすべきであり、懲戒処分被処分者及び訓告処分被処分者の特定につながる情報については、公にされていることが明白である情報を除き非公開とすべきである。この点、第2請求人が掲げている(ア)から(ロ)までの事情は、単に事務の分掌を示すものであり、懲戒処分被処分者及び訓告処分被処分者の所属や氏名について公にしているものであるとは必ずしもいえないことから、公開条例第7条第2号ただし書アに該当するものではない。

イ 第2請求人は、他の自治体における事故報告書の公開の例を挙げているが、当該報告書の位置付けと内容は様々であることに加えて、それぞれの自治体で定められた条例に基づいて決定を行っているものであり、また、非公開とする情報の解釈も各自治体の実情に応じて異なり得るものであるから、他の自治体と判断が異なること自体が処分の当不当及び適法違法に影響するものではない。

(3) 口頭意見陳述における審査請求人の主張について

ア 課名・係名、発生場所及び事故者の肩書について、公開条例第7条第2号ただし書ア又はウに該当するとの主張については、前述してきたとおり、いずれにも該当しないものと判断する。

イ 本件第1処分と本件第2処分では非公開部分が異なることについて

審査会による見分の結果、別表第1に掲げる情報は、文書1及び文書3に同一の記載があるものであり、当該情報について、処分庁は、本件第1処分では非公開とし、本件第2処分では公開している。

この点につき、処分庁は、本件第1処分を行う時点では公になっていない情報であった旨を主張するが、現に行政が自ら公にしている情報について、公開条例第7条第2号ただし書アに該当することは明らかであり、本件第1処分においても同様に公開するべきであるといえる。

(4) その他の主張については、いずれも判断を左右するものではない。

#### 7 本件第1処分の妥当性について

前述の内容を踏まえると、本件第1公開請求に対し、文書1を対象行政情報として特定の上、文書1のうち情報1から情報5までを非公開とし、その余について公開した本件第1処分は、別表第1に掲げる部分は公開すべきであるが、その他の部分は非公開が妥当である。

#### 8 本件第2処分の妥当性について

前述の内容を踏まえると、本件第2公開請求に対し、文書2及び文書3を対象行政情報として特定の上、文書3のうち情報1から情報5までを非公開とし、その余について公開した本件第2処分は、妥当である。

### 第4 結論

以上のことから、法第45条第2項及び第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年 月 日

審査庁 文京区教育委員会

#### 別表第1

公開すべき部分
別表第2に掲げる文書1の9頁「(4) その他の参考事項」に記載されている「出席者」

#### 別表第2

文書番号	対象行政情報
文書1	事故報告について（令和元年7月10日付2019文教教児第240号）
文書2	平成30年度放課後児童健全育成事業に係る委託経費未払い金額について
文書3	事故報告について（令和元年7月10日付2019文教教児第240号）に係る起案文書一式

別表第3

情報番号	非公開とした部分
情報1	委託契約書、内訳書及び見積書における法人の印影
情報2	法人に所属する個人の氏名及びメールアドレス
情報3	事故者、管理監督者及び育成事務担当者の氏名、所属、担当事務、個人メールアドレスその他個人を識別することができる情報
情報4	事故者及び管理監督者からの聴取内容
情報5	職員の個人メールアドレス

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、文京区を被告として（訴訟において文京区を代表する者は、文京区教育委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、文京区を被告として（訴訟において文京区を代表する者は、文京区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。